

富山県告示第254号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県南砺市東中江字水無2から9まで、10の1、10の3、高草嶺夏焼入会字洞口1の1、1の2、2の1、2の2、2の4、高草嶺東中江夏焼入会字押場1の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第255号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する

同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県高岡市勝木原字奥山45から51まで、54、56から93まで、95から98まで、100から115まで、南砺市利賀村上百瀬字東山11の1、33の1、33の2、34の1、田向字重峯29の3、樋瀬戸字奥山島12の4から12の6まで、大西字坂尾1、2、3の1、利賀村阿別当字松尾8の1から8の4まで、8の7から8の13まで、北野村外二ヶ入会字杉山43の1、43の2、49の1、51、52の1から52の6まで、53の1から53の5まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県南砺市上梨字奥山上1の14、氷見市谷屋字向山50の1から50の6まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第256号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町大玉生字滝谷25の2から25の5まで、25の7、25の8、25の21、25の22、25の24から25の26まで、字定ヂヤ峯26の2、26の9、26の14、26の15、字赤葺27の1から27の5まで、27の7から27の10まで、27の12、27の13、字監物28の5、28の26、28の31、字上ヶ島29の1、29の2、29の9、29の11、29の12、29の15、29の16、字天島山30の1、八尾町茗ヶ島字向山25の1から25の9まで、八尾町桐谷字橋子田34の1、34の2、34の4、34の7、35の1、字助島3の6、3の9、3の12、3の21、4の1、5の1、5の10から5の12まで、6の3、7の2、8の1から8の4まで、10の1、10の3、10の4、11の1、11の2、12の2、12の4から12の6まで、13の2、13の3、13の5から13の8まで、29の1、29の3、29の4、31の6、31の10、31の15、31の16、33の1、33の3、33の4、字大亦2の6

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町布谷字悪谷29の3、31の9、31の10、31の35から31の37まで、31の55、字布袋坂2486、2505、八尾町谷折字中島 412

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第257号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 27 日

2 講習日時及び場所

講習日時		講習区分	講習会場
令和8年7月28日(火)	午前9時30分から 午後0時30分まで	第1	黒部市三日市20番地 黒部市国際文化センター（コ ラーレ）
	午後1時30分から 午後4時30分まで	第3	
令和8年7月31日(金)	午前9時30分から 午後0時30分まで	第1	高岡市末広町1番7号 高岡市生涯学習センター （ウイング・ウイング高岡）
	午後1時30分から 午後4時30分まで	第3	
令和8年8月18日(火)	午前9時30分から 午後0時30分まで	第3	富山市婦中町砂子田1番地1 富山市婦中ふれあい館
	午後1時30分から 午後4時30分まで	第3	
令和8年8月19日(水)	午前9時30分から 午後0時30分まで	第3	同上
	午後1時30分から 午後4時30分まで	第1	
令和8年10月27日(火)	午後1時30分から 午後4時30分まで	第3	同上
令和8年10月28日(水)	午前9時30分から 午後0時30分まで	第1	同上
	午後1時30分から 午後4時30分まで	第3	
令和8年11月5日(木)	午前9時30分から 午後0時30分まで	第3	砺波市栄町717番地 砺波まなび交流館
	午後1時30分から 午後4時30分まで	第1	
令和8年11月11日(水)	午前9時30分から 午後0時30分まで	第1	高岡市末広町1番7号 高岡市生涯学習センター

	午後1時30分から 午後4時30分まで	第3	(ウイング・ウイング高岡)
令和8年7月7日(火)から8月6日(木)まで	第1	オンライン	
	第2		
	第3		
令和8年11月25日(水)から12月24日(木)まで	第1	同上	
	第2		
	第3		
令和9年2月9日(火)から3月8日(月)まで	第1	同上	
	第2		
	第3		

3 受講手続

受講申請書を次の表の講習日の区分ごとの受講申請書受付期間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）内に、書面申請者は対面式の講習については最寄りの消防局（本部）、消防署又は公益社団法人富山県危険物安全協会連合会（富山市花園町四丁目5番20号富山県防災センター内）に、オンラインの講習については公益社団法人富山県危険物安全協会連合会に提出すること。

なお、受講申請については、県の電子申請サービスを用いた申請が可能。内容は5月上旬までに県HPに掲載する。

講習日	受講申請書受付期間
【一般・給油取扱所】 令和8年7月28日(火)から同年8月19日(水)までの実施分	令和8年6月18日(木)から同月24日(水)までの間 ※電子申請受付期間 令和8年5月28日(木)から同年6月3日(水)までの間

令和8年10月27日(火)から同年11月11日(水)までの実施分	令和8年9月17日(木)から同月28日(月)までの間 ※電子申請受付期間 令和8年8月26日(水)から同年9月1日(火)までの間
令和8年7月7日(火)から同年8月6日(木)までのオンライン実施分	令和8年6月4日(木)から同月8日(月)までの間 ※電子申請受付期間 令和8年5月28日(木)から同年6月3日(水)までの間
令和8年11月25日(水)から同年12月24日(木)までのオンライン実施分	令和8年10月13日(火)から同月19日(月)までの間 ※電子申請受付期間 令和8年10月8日(木)から同月14日(水)までの間
令和9年2月9日(火)から同年3月8日(月)までのオンライン実施分	令和9年1月8日(金)から同月14日(木)までの間 ※電子申請受付期間 令和9年1月5日(火)から同月12日(火)までの間

4 その他

詳細については、公益社団法人富山県危険物安全協会連合会（電話076-491-5761）又は富山県危機管理局消防課（電話076-444-4589）に問い合わせること。

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年4月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
富山県庁情報通信網（LAN）運用保守業務（サーバ管理分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県地方創生局デジタル化推進室情報システム課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
北電情報システムサービス株式会社 富山市桜橋通り3番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
44,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年4月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県庁情報通信網（LAN）運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県地方創生局デジタル化推進室情報システム課 富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年4月9日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インテック 富山市牛島新町2番2号

5 随意契約に係る契約金額

63,585,500円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

建設業の営業の停止

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和8年4月20日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 商号 朝野工業株式会社
- (2) 主たる営業所の所在地 魚津市本新町27番5号
- (3) 代表者の氏名 加藤 博樹
- (4) 許可番号 富山県知事許可（特一7）第13911号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業（注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。）のうち、公共工事（次の各号のいずれかに該当するものをいう。）に係るもの

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事

イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事

ウ ア及びイに掲げる建設工事以外の建設工事であって、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うもの

(2) 停止を命ずる期間

令和8年5月5日から同年5月26日まで

4 処分の原因となった事実

朝野工業株式会社は、富山県発注の「鴨川河川改修放水路工工事」において、設計図書と異なる規格のPC鋼棒を使用したにもかかわらず、これを富山県に報告せず、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、設計図書のとおり施工したとする虚偽のPC鋼棒の検査証明書を富山県に提出した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

富山県警察テレワーク用モバイルネットワーク回線整備に係る一般競争入札の実施

富山県警察テレワーク用モバイルネットワーク回線整備について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項の規定により公告する。

令和8年4月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項**(1) 調達をする役務の名称及び数量**

富山県警察テレワーク用モバイルネットワーク回線整備 一式

(2) 調達をする役務の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和14年2月29日までとする。ただし、回線利用期間は令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（60か月）とする。

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 調達をする役務の実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第 146号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第 146号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事

業者であること。

- (4) 24時間 365日の有人の保守体制を整備し、障害発生時には、速やかに保守を行うことができる者であること。
- (5) 仕様書に定める品質保証基準を満たす他のユーザと物理的又は論理的に隔絶された回線を整備できる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとするネットワーク回線の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能、保守体制等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和8年5月28日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部情報管理課電算運用開発係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書と仕様書の交付方法

令和8年4月27日から同年5月20日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月12日 午前10時

イ 場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 2 階 202会議室

(4) 入札書の提出期限

令和8年6月26日 午前10時

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和8年6月26日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 2 階 205会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことのできない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、回線整備に要する一切の費用を含んだ60か月分の回線利用料総額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した条件で受注できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (4) 本件契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

富山県警察駐在所用モバイルネットワーク回線整備に係る一般競争入札の実施

富山県警察駐在所用モバイルネットワーク回線整備について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年4月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

富山県警察駐在所用モバイルネットワーク回線整備 一式

(2) 調達をする役務の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和14年2月29日までとする。ただし、回線利用期間は令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（60か月）とする。

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 調達をする役務の実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第146号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第146号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

(4) 24時間365日の有人の保守体制を整備し、障害発生時には、速やかに保守を行うことができる者であること。

(5) 仕様書に定める品質保証基準を満たす他のユーザと物理的又は論理的に隔絶された回線を整備できる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとするネットワーク回線の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能、保守体制等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和8年5月28日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部情報管理課電算運用開発係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書と仕様書の交付方法

令和8年4月27日から同年5月20日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月12日 午前11時

イ 場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 202会議室

- (4) 入札書の提出期限

令和8年6月26日 午前11時

- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着と

すること。)

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和8年6月26日 午前11時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 205会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことのできない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、回線整備に要する一切の費用を含んだ60か月分の回線利用料総額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した条件で受注できると認めた者であって、予定価格の制限の

範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (4) 本件契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和8年4月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 調達業務の名称及び数量
富山県警察データレスPCソフトウェア調達 一式
- (2) 調達業務の機能、性能等
入札説明書による。

(3) 調達期間

契約締結の日から令和14年2月29日まで

(4) 調達条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第146号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和8年富山県告示第146号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める提出書類（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和8年5月28日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部情報管理課電算運用開発係

電話 076-441-2211（代）

(2) 入札説明書の交付方法

令和8年4月27日から同年5月20日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月12日 午後2時

イ 場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 202会議室

(4) 入札書の提出期限

令和8年6月26日 午後2時

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和8年6月26日 午後2時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 205会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、調達業務に要する一切の経費とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示したシステムを納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

(4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。

(5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Toyama Prefectural Police Dataless PC Software, one set

(2) Your bid must be delivered not later than 2:00 p.m. on June 26, 2026

(3) Contact point for notification:

Information Management Division, Police Administration Department

Toyama Prefectural Police Headquarters

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Telephone: 076-441-2211